

双葉郡大熊町大字小入野字東平地域ダイオキシン類 土壤汚染対策事業概要及び土壤汚染対策地域の区域変更について

1 概要

ダイオキシン類対策特別措置法（以下、法という。）に基づき平成17年6月に双葉郡大熊町大字小入野字東平地区で行った土壤調査において、環境基準を超過するダイオキシン類が検出された。このため汚染範囲等の調査を実施し、環境基準を超過する汚染が確定された地区を平成19年1月にダイオキシン類土壤汚染対策地域に指定し、同年11月に対策計画を策定（平成20年12月変更）した。

同計画に基づき大熊町が事業主体となり、平成20年1月に対策事業に着手し、平成21年3月に対策工事を終了した。

【経過】

- H17. 6.30 当該区域の土壤調査を実施
- 9. 7 土壤環境基準の超過が判明
- 11.7～ 土壤汚染範囲確定調査実施（H20.8月まで）
- H19. 1.16 土壤環境基準を超過する汚染が確認された区域を土壤汚染対策地域に指定（別図1）
- 11.29 土壤汚染対策計画を策定（H20.6及びH20.12改定）
- 11.30 大熊町が費用負担計画を策定（H20.12改定）
- H20. 1.18 大熊町が土壤汚染対策事業に着手
- H21. 3.27 大熊町が土壤汚染対策事業を終了
- 4.28 対策効果確認調査を実施
- 5.29 調査した全地点が土壤環境基準に適合していることを確認

2 土壤汚染対策事業の概要等（大熊町実施）

(1) 土壤汚染対策事業の概要

ア 汚染土壤の掘削除去

土壤環境基準を超過する汚染土壤を掘削除去し、良質土で埋め戻した。

（掘削面積 8,711.83 m²、掘削除去量 869.87 m³）

イ 汚染土壤の処分

(7) 3,000 pg-TEQ/g を超える汚染土壤

産業廃棄物中間処理施設において、焼却処理を行うことによりダイオキシン類を熱分解させて無害化し、管理型最終処分場で埋立処分を行った。

(4) 1,000 pg-TEQ/g を超え、3,000 pg-TEQ/g 以下の汚染土壤

管理型最終処分場で埋立処分を行った。

ウ フェンスの設置

対策地域の一部（事業者所有地）については、対策事業の実施について汚染原因者で土地所有者でもある事業者の理解が得られなかったことから汚染土壌を掘削除去せず周囲にフェンスを設置し、人が立ち入ることのできない措置を講じた。

（別図2）（延長 170.07 m、包囲面積 257.80 m²）

(2) 事業費

事業費総額 145,833 千円

（汚染原因者負担 109,375 千円、国庫補助 20,052 千円、県費補助 5,468 千円、町負担 10,938 千円）

3 対策効果確認調査の結果

(1) 採取年月日 平成 21 年 4 月 28 日

(2) 分析結果

（単位：pg-TEQ/g）

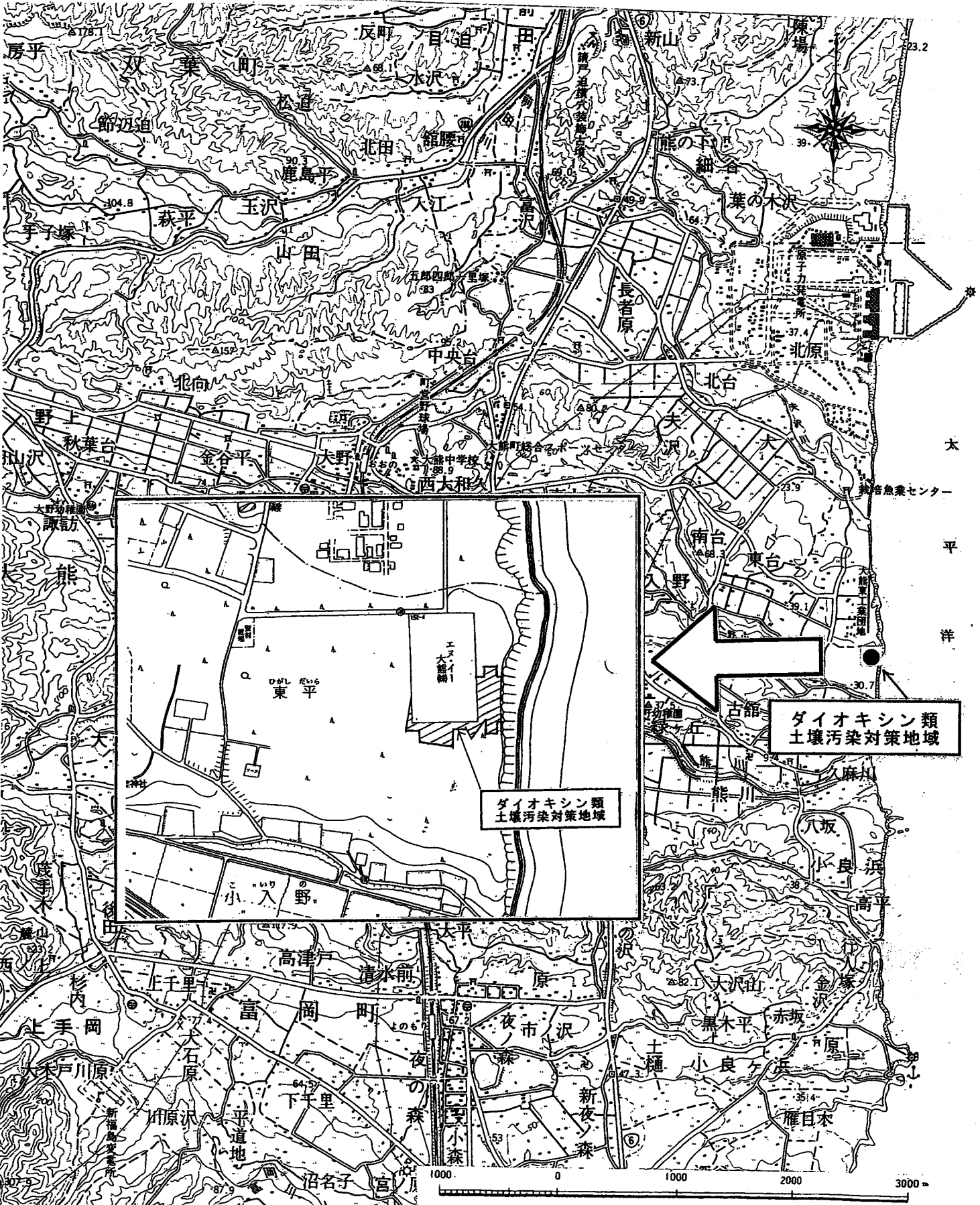
調査地点	ダイオキシン類調査結果		土壌環境基準
	対策実施前	対策実施後	
西 1	2,000	5.6	1,000
南 1	4,900	70	
南 2	7,800	13	
東 1	2,100	11	
東 2	1,400	16	

（備考） 調査地点は、別図3のとおり

4 土壌汚染対策地域の区域変更について

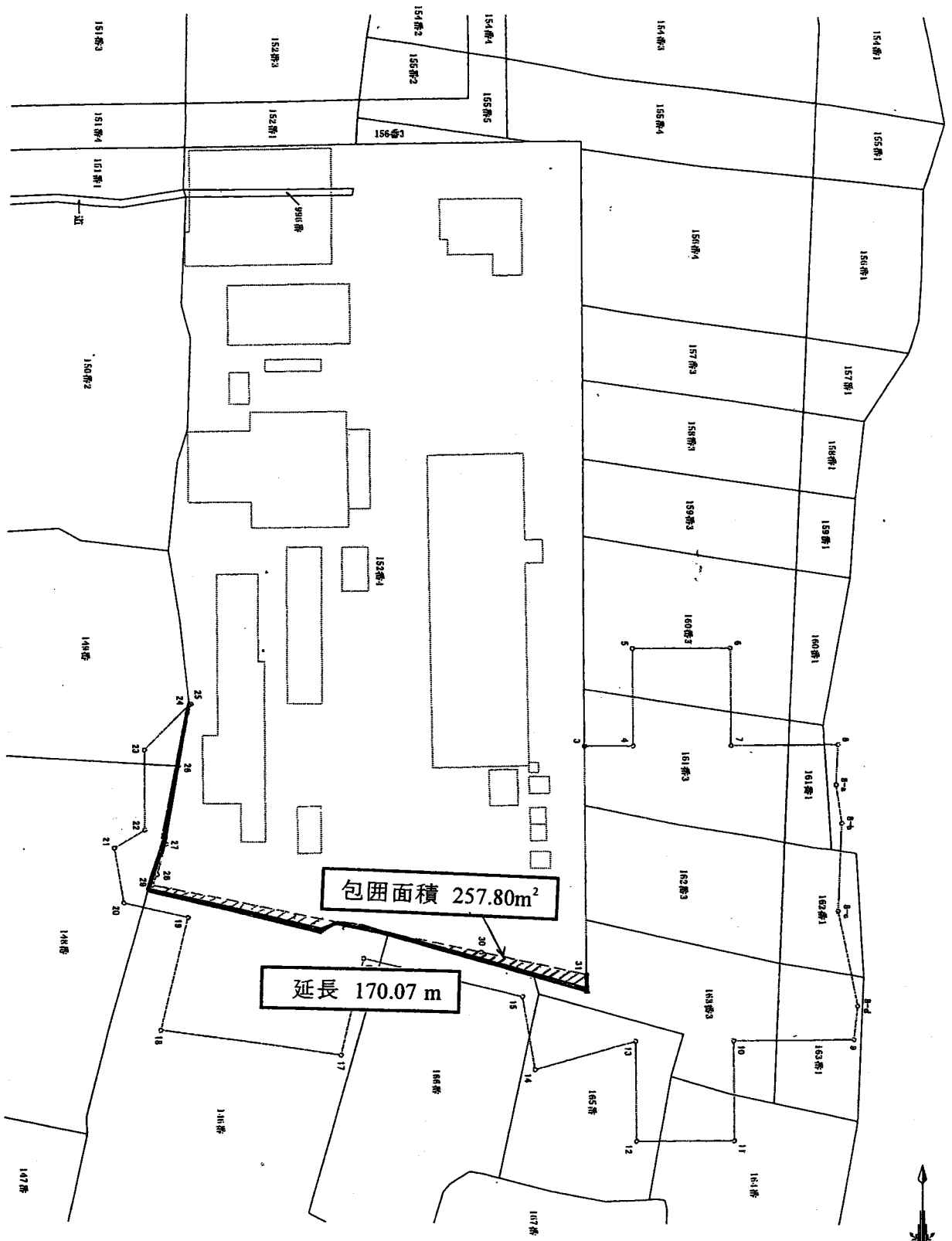
法では、対策地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、指定区域を変更等することができることとされている。今回、対策事業の実施により汚染土壌を掘削除去した区域については、対策地域から除外することとし、汚染の除去が行われなかったフェンスで囲った区域については、対策地域として継続することとする。

ダイオキシン類土壌汚染対策地域



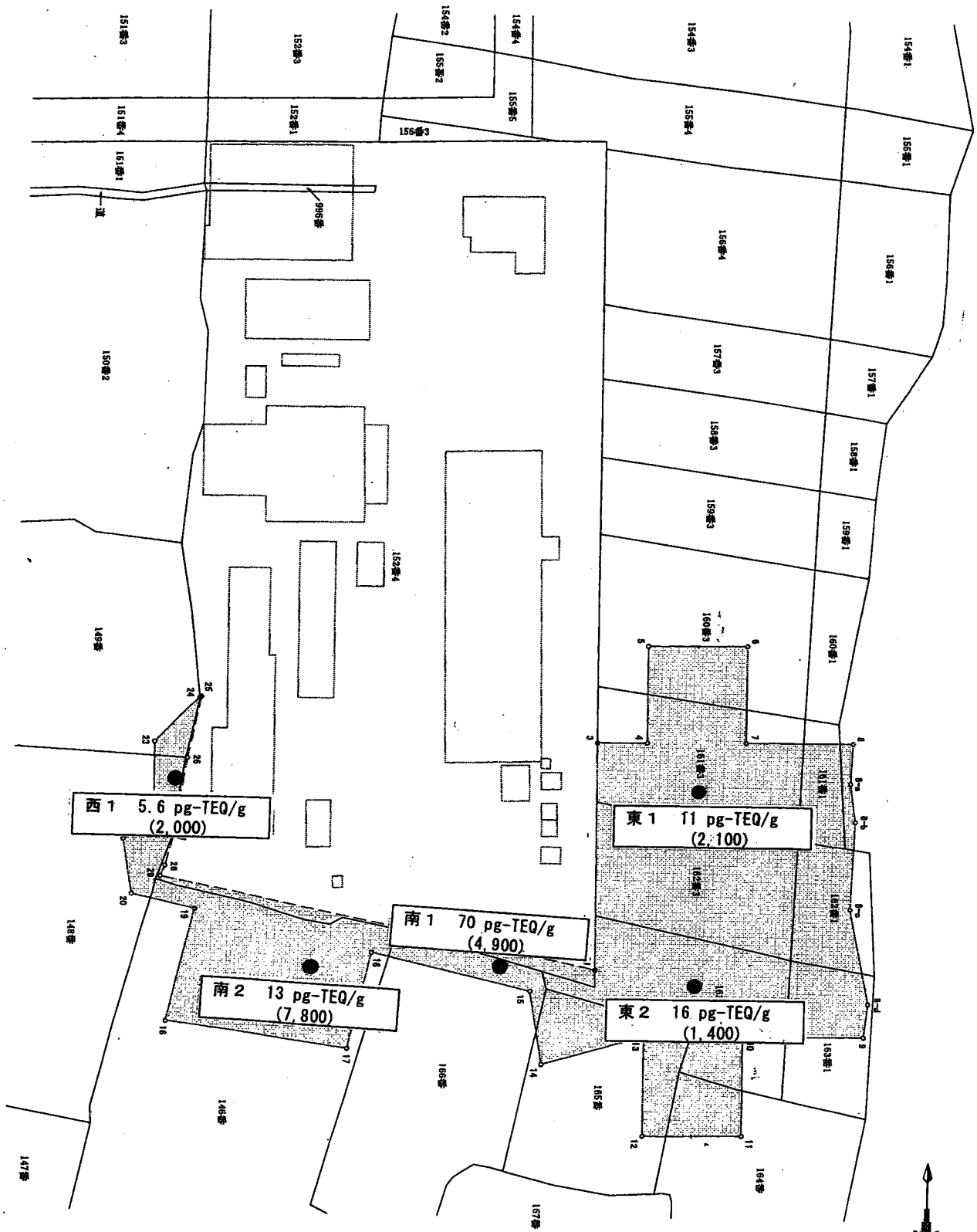
フェンス設置箇所

双葉郡大熊町大字小入野字東平



— フェンス設置箇所

対策効果確認調査地点



● 試料採取地点
() 内は対策実施前の濃度

ダイオキシン類対策特別措置法第30条第1項の規定に基づく
ダイオキシン類土壤汚染対策地域の区域変更（案）について

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第30条第1項の規定に基づき、下記のとおりダイオキシン類土壤汚染対策地域の区域を変更する。

記

平成19年1月16日に指定したダイオキシン類土壤汚染対策地域の区域を次のとおり変更する。

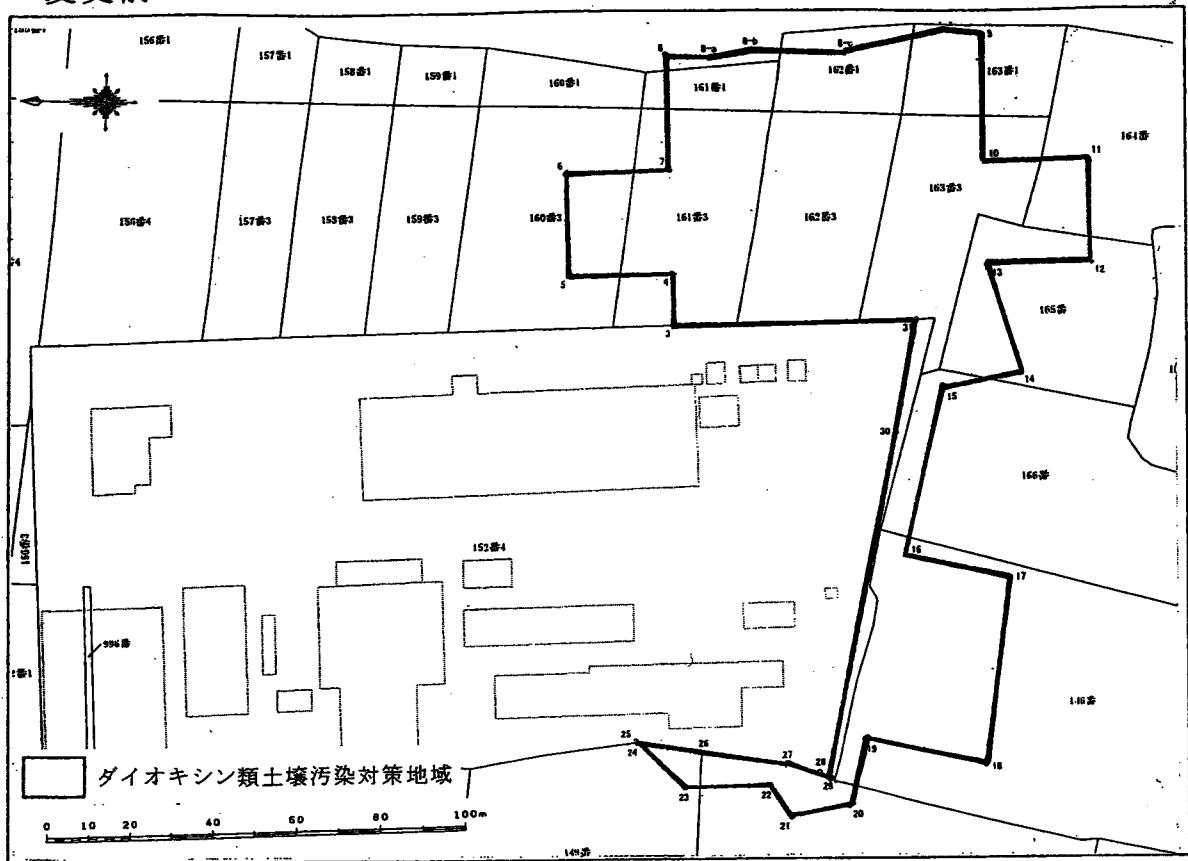
【変更前 平成19年1月16日指定】

地番	双葉郡大熊町大字小入野字東平160番3、同161番1、同161番3、同162番1、同163番1、同163番3、同164番、同165番、同166番、同146番、同148番、同149番及び同152番4の各一部並びに同162番3の全部
面積	8,969.63m ²

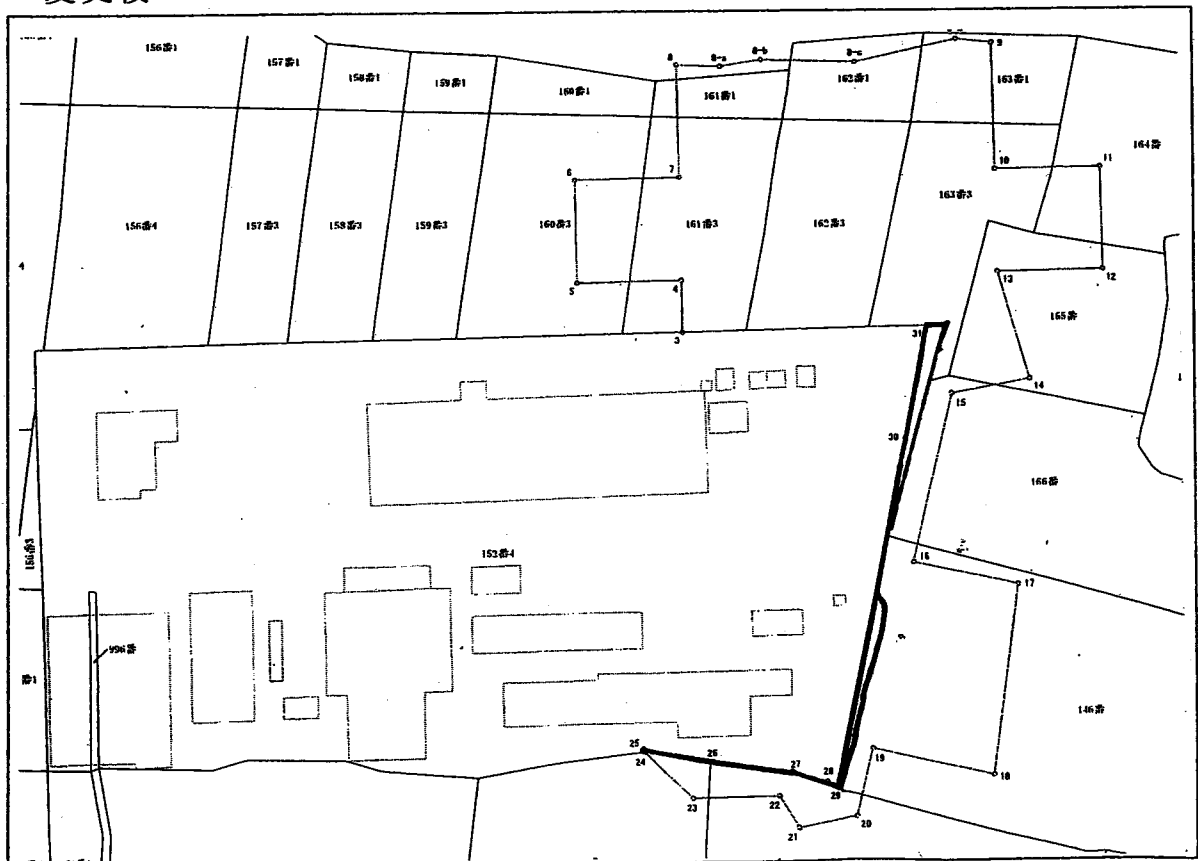
【変更後】

地番	双葉郡大熊町大字小入野字東平152番4の一部 (別図のとおり)
面積	257.80m ²

変更前



変更後





21 環保第 1703 号
平成 22 年 1 月 12 日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



ダイオキシン類対策特別措置法第 30 条第 1 項の規定に基づく
ダイオキシン類土壤汚染対策地域の区域変更について（諮問）

このことについて、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

平成 19 年 1 月 16 日に指定したダイオキシン類土壤汚染対策地域の区域を次のとおり変更することについて

【変更前 平成 19 年 1 月 16 日指定】

地番	双葉郡大熊町大字小入野字東平 160 番 3、同 161 番 1、同 161 番 3、同 162 番 1、同 163 番 1、同 163 番 3、同 164 番、同 165 番、同 166 番、同 146 番、同 148 番、同 149 番及び同 152 番 4 の各一部並びに同 162 番 3 の全部
面積	8,969.63m ²

【変更後】

地番	双葉郡大熊町大字小入野字東平 152 番 4 の一部 (別図のとおり)
面積	257.80m ²

2 諮問理由

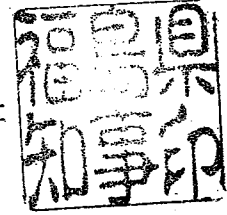
土壤汚染対策事業によりダイオキシン類による汚染の除去が行われた土地をダイオキシン類土壤汚染対策地域の区域から除外するため。



18 環 保 第 1 4 4 5 号
 平 成 1 8 年 1 2 月 1 1 日

福島県環境審議会長 様

福 島 県 知 事



ダイオキシン類対策特別措置法第29条の規定に基づく
 ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定について（諮問）

このことについて、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第29条第3項の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

次の区域をダイオキシン類土壌汚染対策地域として指定することについて

地 番	双葉郡大熊町大字小入野字東平160番3、同161番1、同161番3、同162番1、同163番1、同163番3、同164番、同165番、同166番、同146番、同148番、同149番及び同152番4の各一部並びに同162番3の全部 (別図のとおり)
面 積	8,969.63m ²

2 諮問理由

当該地域のダイオキシン類による土地の汚染の状況は、土壌の汚染に関する環境基準（1,000pg-TEQ/g）を満たさない地域であって、当該地域の土壌のダイオキシン類による汚染の除去等を行う必要があるものとしてダイオキシン類対策特別措置法施行令第5条で定める要件に該当するため。



18環審第7号
平成18年12月25日

福島県知事様

福島県環境審議会長



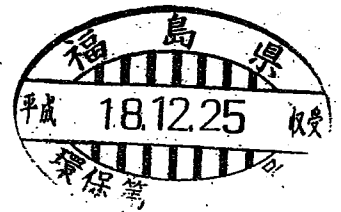
ダイオキシン類対策特別措置法第29条の規定に基づく
ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定について（答申）

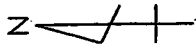
平成18年12月11日付け18環保第1445号で諮問のありました下記の地域について、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第29条第1項の規定に基づくダイオキシン類土壤汚染対策地域として指定することについては、審議の結果、原案を適当と認めます。

記

対策地域

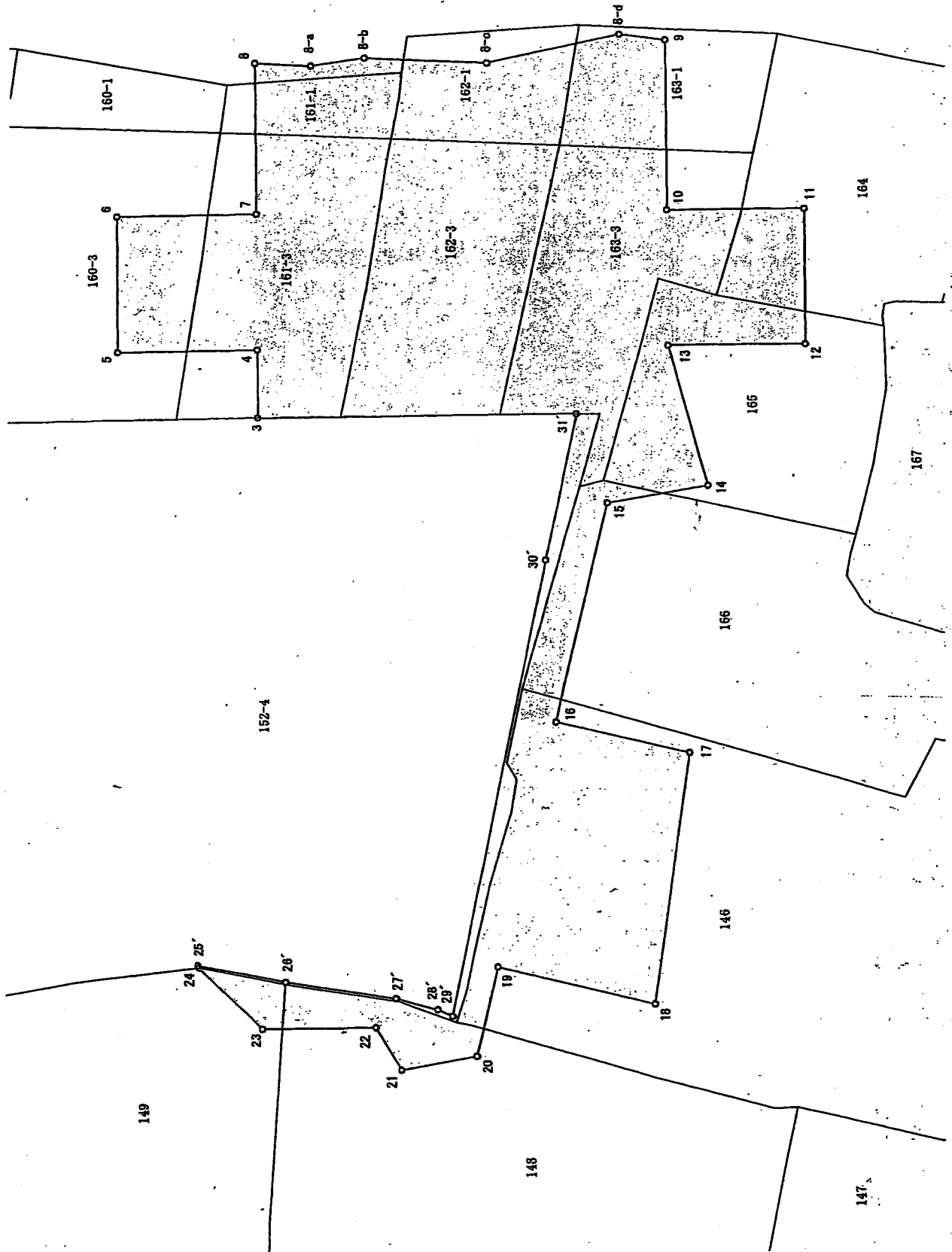
地番	双葉郡大熊町大字小入野字東平160番3、同161番1、同161番3、同162番1、同163番1、同163番3、同164番、同165番、同166番、同146番、同148番、同149番及び同152番4の各一部並びに同162番3の全部 (別図のとおり)
地目	保安林、山林又は畑
面積	8,969.63m ²





面積 8969.63 m²

S=1:1000



ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）抜粋

第五章 ダイオキシン類により汚染された土壤に係る措置

（対策地域の指定）

第二十九条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてダイオキシン類による土壤の汚染の状況が第七条の基準のうち土壤の汚染に関する基準を満たさない地域であつて、当該地域内の土壤のダイオキシン類による汚染の除去等をする必要があるものとして政令で定める要件に該当するものをダイオキシン類土壤汚染対策地域（以下「対策地域」という。）として指定することができる。

- 2 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、対策地域を指定しようとするときは、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、環境大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 市町村長は、当該市町村の区域内の一定の地域で第一項の政令で定める要件に該当するものを、対策地域として指定すべきことを都道府県知事に対し要請することができる。

（対策地域の区域の変更等）

第三十条 都道府県知事は、対策地域の指定の要件となつた事実の変更により必要が生じたときは、その指定に係る対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

- 2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による対策地域の区域の変更又は対策地域の指定の解除について準用する。

（ダイオキシン類土壤汚染対策計画）

第三十一条 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、遅滞なく、ダイオキシン類土壤汚染対策計画（以下「対策計画」という。）を定めなければならない。

- 2 対策計画においては、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。
 - 一 対策地域の区域内にある土地の利用の状況に応じて、政令で定めるところに

より、次に掲げる事項のうち必要なものに関する事項

イ ダイオキシソ類による土壤の汚染の除去に関する事業の実施に関する事項

ロ その他ダイオキシソ類により汚染されている土壤に係る土地の利用等により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため必要な事業の実施その他必要な措置に関する事項

二 ダイオキシソ類による土壤の汚染を防止するための事業の実施に関する事項

3 都道府県知事は、対策計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、公聴会を開き、対策地域の住民の意見を聴かななければならない。

4 都道府県知事は、対策計画を定めようとするときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 環境大臣は、前項の同意をしようとするときは、関係行政機関の長と協議しなければならない。

6 都道府県知事は、対策計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公告するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

7 対策計画に基づく事業については、公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）の規定は、事業者によるダイオキシソ類の排出とダイオキシソ類による土壤の汚染との因果関係が科学的知見に基づいて明確な場合に、適用するものとする。

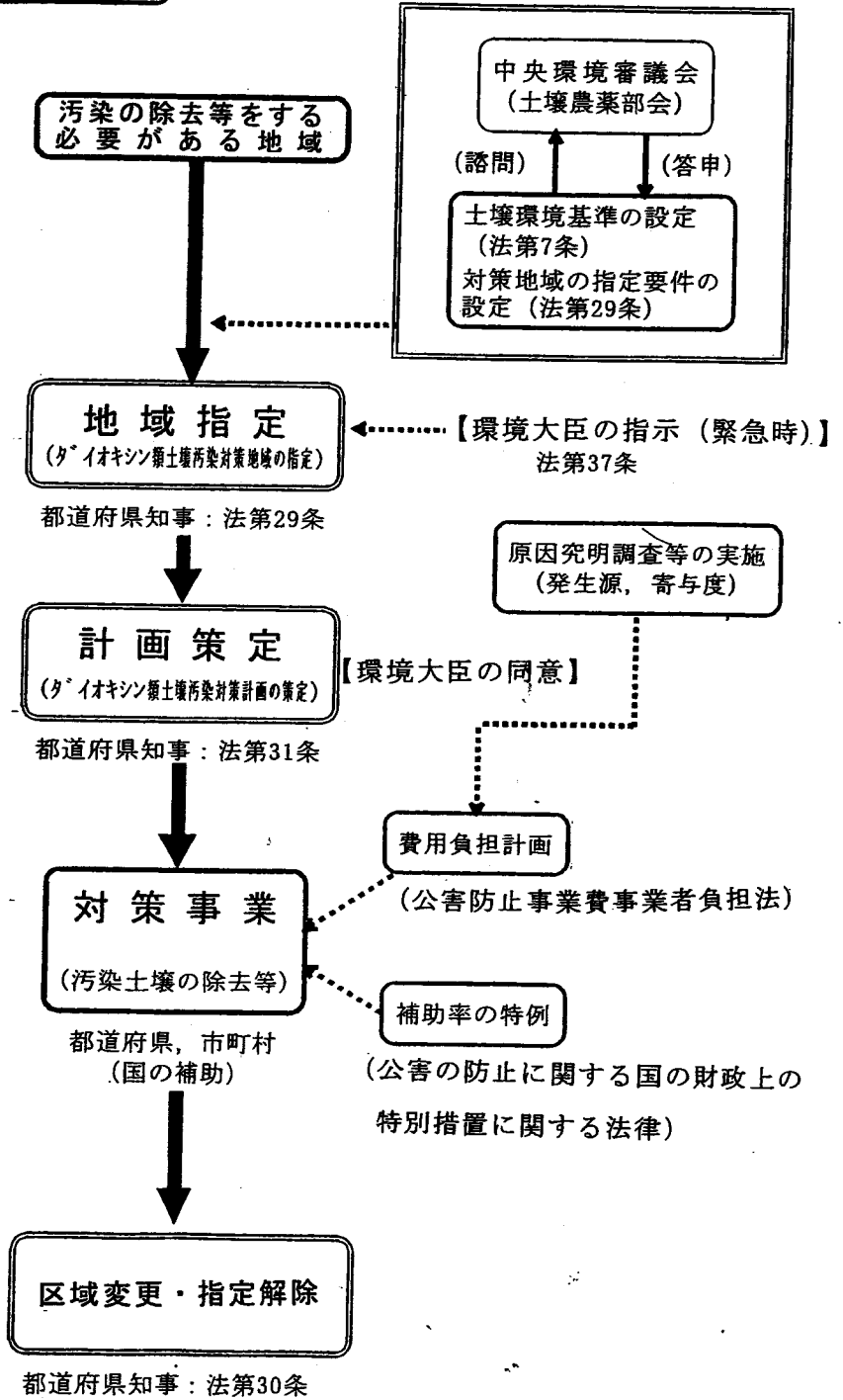
（対策計画の変更）

第三十二条 都道府県知事は、対策地域の区域の変更により、又は対策地域の区域内にある土地の土壤のダイオキシソ類による汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、対策計画を変更することができる。

2 前条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による対策計画の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

ダイオキシン類対策特別措置法における土壌汚染対策

ダイオキシン類対策特別措置法
(平成11年7月16日法律第105号)



ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準

平成11年12月27日
環境庁告示第68号

改正 平成14環告46・平成21環告11

ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第七条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準を次のとおり定め、平成十二年一月十五日から適用する。

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(以下「環境基準」という。)は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- 3 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 4 水質汚濁(水底底質汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 5 水底底質汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底底質について適用する。
- 6 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

第2 達成期間等

- 1 環境基準が達成されていない地域又は水域にあつては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。
- 2 環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあつては、その維持に努めることとする。
- 3 土壌汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあつては、必要な措置を講じ、土壌汚染に起因する環境影響を防止することとする。

第3 環境基準の見直し

ダイオキシン類に関する科学的な知見が向上した場合、基準値を適宜見直すこととする。

別表

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ /m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ /l 以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパーラジオキシンをいう。以下同じ。))及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)
備考		
<ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパーラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合は、必要な調査を実施することとする。 		